

平成20年8月19日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 全国信用金庫協会
信 金 中 央 金 庫「企業結合に関する会計基準（案）」および「企業結合会計基準及び事業
分離等会計基準に関する適用指針（案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見書を下記のとおり取りまとめましたので、提出いたします。よろしくご検討のほど、お願い申し上げます。

記

1. 意見

非営利法人^(注1)である信用金庫等協同組織金融機関の結合に係る会計処理方法については、次の理由に鑑み適用除外とし、併せて、本会計基準（案）第4項の記載を修正願いたい。

また、適用除外とすることが困難である場合には、帳簿価格による資産および負債の引継ぎを認めていただきたい。

2. 理由

「協同組織金融機関」である信用金庫の普通出資持分は、以下の点で株式会社の株式とは異なっており、本会計基準（案）および適用指針（案）をそのまま適用することはできないものと思料する。

また、信用金庫を本会計基準（案）等の適用対象とせざるを得ない場合であっても、信用金庫の会員は、出資額の多寡にかかわらず各々1個の議決権に限られており、株式会社のような支配・被支配の関係は成立せず、合併は結合当事企業において持分が継続していると判断されるケースに相当するものと考えられることから、その資産および負債の引継ぎにあたっては、帳簿価格により移転することとしている共同支配企業の形成および共通支配下の取引等における会計処理と同様に、帳簿価格とすることが妥当である。

(1) 出資について

会員は、出資1口以上を有し、かつ、その出資額は政令で定める金額以上で定款^(注2)で定めること（信用金庫法第11条）とされている。具体的には、政令で、本店所在地が東京特別区および政令指定都市の場合が1万円、それ以外の場合が5千円と定められている。

また、定款において、「普通出資1口の金額は金 円とし、金銭による全額一時払いとする。」と常に額面金額によって出資することを定めている。

(2) 議決権について

会員は、各1個の議決権を有し(法第12条)出資持分の多寡にかかわらず、常に1議決権と定められている。

(3) 自由脱退について

会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によって脱退することができる。この場合において、その持分の譲渡を受ける者がいないときは、金庫に対し定款で定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる(法第16条)と定められている。

また、定款において、信用金庫が譲り受ける場合に「その譲受けの額は、その会員の普通出資額を超えることができない。」と定めている(注3)。

(4) 法定脱退について(会員資格の喪失等の場合)

会員は、法定脱退事由に該当し脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部または一部の払戻を請求することができ、持分は、脱退した事業年度の終わりにおける金庫の財産によって定める(法第18条)とされている。

また、定款において、「その払戻しの額は、その会員の普通出資額を超えることができない。」と定めている。

(5) 払戻しの停止について

金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる(法第20条)と定められている。

(6) 合併時における会計処理について

合併時における会計処理については、信用金庫法上、明確な規定はないが、上記(1)~(5)を背景として、消滅金庫の出資者は、その出資額に応じて存続金庫の同額面の普通出資持分の交付を受けている。

また、信用金庫同士の合併にあたり、出資の取扱いを1対1以外の交換比率とすることは、このような信用金庫における出資制度のあり方と相反するものであり、通常、1対1による対等合併以外のケースは想定され得ないものとする。

それらを踏まえ、信用金庫の合併にあたっては、平成18年4月以降、現行の会計基準下において、帳簿価額による会計処理を行い、主務官庁である金融庁の認可を得てきたところである。

(注1) 信用金庫の非営利性については、金融審議会金融分科第二部会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」第2回会合(平成20年4月18日開催)において、金融庁総務企画局信用制度参事官より詳細に説明されている(金融庁ホームページを参照：http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/gijiroku/20080418.html)。

(注2) 定款を変更しようとするときは、内閣総理大臣(法令の定めにより財務局長に権限委任)の認可を受けなければならない(法第31条)とされている。

(注3) 自由脱退時における譲受け額の上限を普通出資額とする定款の定めについては、判例(大阪地判昭62.3.27、大阪高判昭62.12.22)においても支持されている。

以上